

6 農政 第 490-22 号
令和 6 年 8 月 30 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長野市長 萩原 健司

市町村名 (市町村コード)	長野市 (202011)
地域名 (地域内農業集落名)	22 若穂綿内地区 ()
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月14日(木) (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ① 地区全体において、高齢化が進み後継者・担い手のパワーが不足している。
- ② 果樹園は他品目に比較し、農地の集約・集積化への条件整備が困難である。
- ③ 担い手パワーが落ちることにより、農村集落の環境保全が困難である。
- ④ 果樹営業の中には規模拡大を希望するものもいるが、お手伝いさん等の支援部隊確保が困難である。
- ⑤ 鳥、中・小動物による果樹、果実への被害が拡大している。
- ⑥ 地域周辺が商業施設や流通団地等の開発が予想される。その影響が農業にも陰に陽に考えられる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- (1) 果樹栽培を主要作物として位置付けるも、自家消費用お米や野菜栽培も可能な限り自前調達する。また、綿内地区特産のレンコン等の特殊作物も保護する。
- (2) マンパワーの不足を補うためには、それぞれの経営体が継承されるような魅力ある経営内容を常に意識した取り組みが必要。そのための勉強を惜しみなく行う。
一方、後継者の自前確保が限界の農家もあり、それを補充するためには、他地域からも積極的に受け入れる風土を作る。その受け皿も作る。そして新しい風として次の時代の後継者が生まれると確信する。
- (3) 儲ける農業を営むための栽培技術や産物多面活用を図る6次産業の導入などに力を注ぐ。とりわけ栽培コストを省力化するための農地基盤整備(省力機械化の導入等)や新しい栽培手法の導入を地域を上げて切磋琢磨を図る。
- (4) 地域農業を守るためにには、そこで生活するすべての方が食料・農業・農村のメリットを享受することと並行して、その環境を守る義務も同等であると考える。こうしたことを前提とした事業やイベントには全地域住民に声をかけ、共助して活動を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	218 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	218 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

注:区域内の農用地等面積について、話合い当初の区域から、以下(2)記載の区域としたことにより、変更しております。

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地等の区域は、農振法第10条第3項各号の基準により設定されている農用地区域を基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

若穂綿内地区の農用地利用については、当面は現在の耕作者が営農を継承することで対応するが、将来的には中心経営体(認定農業者等)を中心に実情に応じて担い手を選出するほか、新規就農者の育成や入作を希望する認定農業者を促進することで対応していく。

千曲川河川敷農地約50haの中で遊休農地が散在し始めたが、地元地権者や営農者が共有地組合をベースに「共有地組合協議会」を設立し、現状分析、担い手の確認、耕作場所の再配分、余剰農地の集積を・集約を行い、中心経営体が中心となっていくことで対応する。

綿内東町地区的農地においては約10年前から有休農地の拡大防止策として農地中間管理機構関連農用地整備事業で基盤整備を行った「山新田工区」及び「清水工区」の農地は中心経営体が中心となり、17.3haを40名が担うことで対応する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

法改正により、農地貸借業務の窓口は原則農地バンク(長野市の場合農業公社)を窓口とする。

(3) 基盤整備事業への取組方針

基盤整備事業の必要な農地が山積しており、機会あるごとに地域・関係行政にその必要性について提案していく。すでに綿内東町地区において、第一弾の事業を実施し、その効果も確認していることから、引き続き果樹園や水稻の両面にわたり推進していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域全体の農地保全は、中心経営体(認定農業者等)と農業に関心をもつ地域住民(多様な経営体)の両面で守っていく。また、新規就農者の受け入れ体制については、農業委員会がJA等の協力・支援をもらいながら実施していく。他地域からの新規就農者や規模拡大を希望する農業法人等の受け入れを積極的に進める。長野市独自の親元就農支援制度を活用して田舎回帰の希望者を掘り起こす。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

JAIは農業を進めるうえで欠かせないパートナーです。あらゆる部門で相互共助をベースに取組んでいく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

○農村、集落環境の維持と向上の取組み方針…⑦

国の制度である「多面的機能保全事業」の導入・継続を進め、地域全体としての保全活動を進める。

○お手伝いさんの確保についての取組み方針…⑩

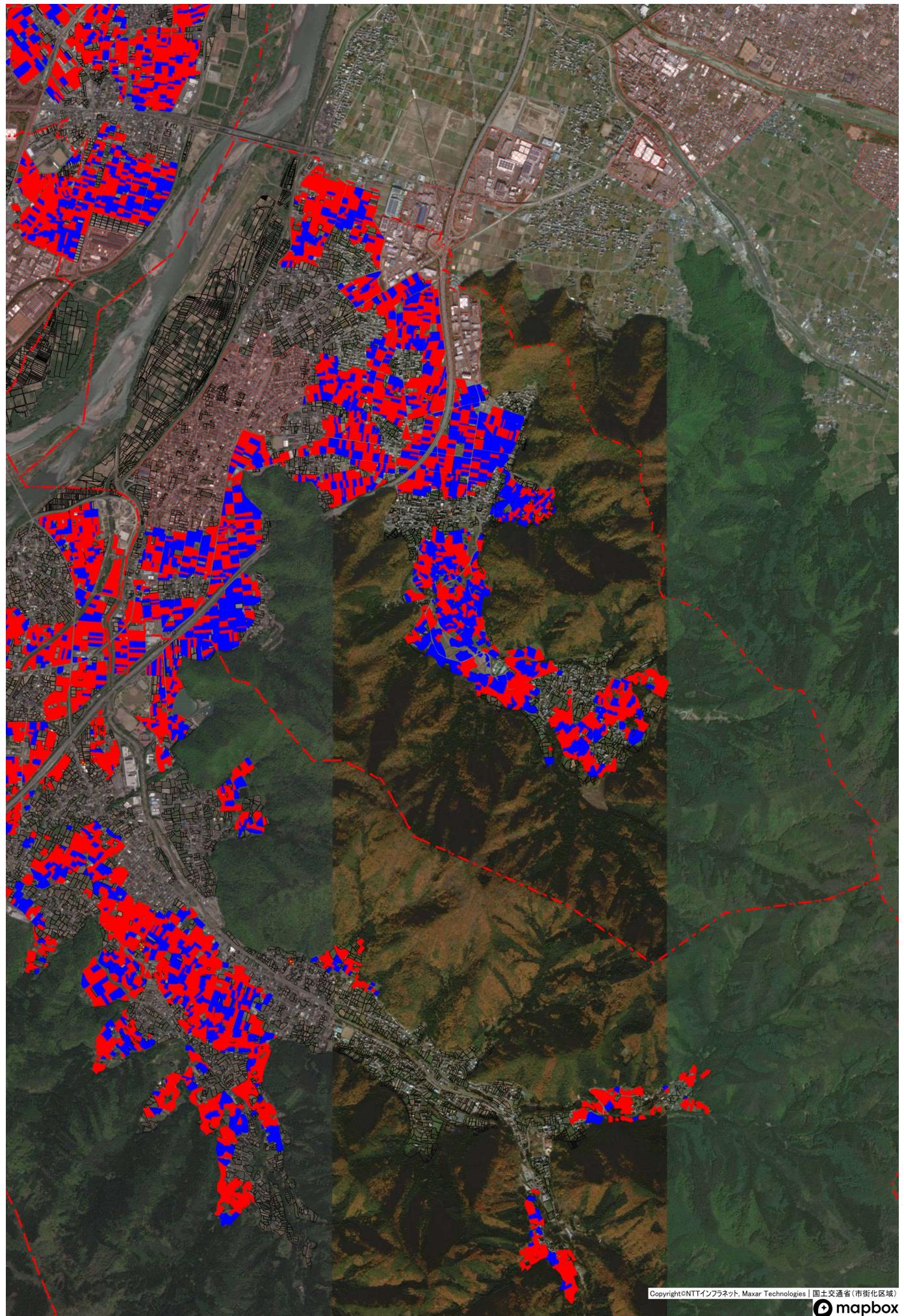
市の政策やJAの支援策を域内に広く周知し、関係機関が共同で求人に結びつくような活動を進める。

○有害鳥獣対策についての取組み方針…①

現在組織している「若穂地区有害鳥獣対策協議会」を母体に、地域全体で対策を進める。また、個体数の調整は専門知識を有する「若穂地区獣友会」の協力を仰ぎ、被害の予防と個体数調整の両面にわたって対策を進めていく。

○農業を巻き環境変化に対する情報交換の取組み方針…⑩

今後、「地域計画」が地域に承認され、告知されれば毎年、この施策のメンテ作業が制度化される。よつてその都度、環境の変化やニーズの掘り起こしを地域で議論し、地域計画に反映する。



青：現耕作者が耕作

赤：今後検討等（令和元～2年度実施の人・農地プランアンケートを基本に作成）

※ 話合い当初の区域から、計画区域を変更しております。（作成時点：令和6年8月）